

# 令和4年度（第2回） 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金 追加募集（先着順）の御案内

旭川市では、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進することを目的として、本市の地域の特性を生かしたエネルギー設備を導入する費用の一部を補助しています。

今年度は2回募集を行いました。第2回募集時の申請額が予算額を上回らなかったため、予算残額の範囲内で次のとおり追加募集を実施します。

## 1 補助対象

補助対象設備の設置に係る請負工事費のうち、各要領に定める当該機器代（補助対象機器本体の費用）を補助対象経費とし、その一部を次表のとおり補助します。

※消費税は、補助金の対象としません。

※請負工事業者は、旭川市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者に限ります。


### <補助対象設備>

補助対象設備	補助率 (補助上限額)	注意
地中熱ヒートポンプ	1/3 (50万円)	1 既に設置工事に着手しているものや、設置済の機器は補助対象外です。 2 交付申請は、一申請者につき同一場所、同一年度で1回1設備とします。ただし、第1回目募集時に落選等により、不交付決定通知書を受理した者に限り、今回も申請が可能です。 3 補助事業の完了報告書の提出期限は、令和5年2月28日までです。
ペレットストーブ	1/3 (20万円)	
太陽光発電設備	1/10 (15万円)	
定置用リチウムイオン蓄電池	1/10 (15万円)	
燃料電池システム（エネファーム）	1/10 (15万円)	
ガスエンジンコージェネレーション（コレモ）	1/10 (8万円)	

### <補助対象者>

区分	補助対象者
個人	旭川市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住する予定がある方
事業者	旭川市内で事業活動を行っている中小企業、組合、法人又は個人事業主等

## 2 交付申請

受付期間	令和4年10月17日（月）9時～令和5年1月31日（火）17時 ※申請額が予算額に達した時点で受付終了【先着順】	
申請方法	申請書類を市HPからダウンロードし、市環境総務課窓口にて持参で提出 ※郵送不可	
交付予算額	44万1千円	

※申請額が予算額に達した時点で受付を終了し、予算額を上回った時点の申請者は、補欠登録者となります。  
補欠登録者は、交付決定者の申請取り下げ等があった場合に繰上当選をします。

### 3 手続の流れ

#### 交付申請書提出

**受付期間：令和4年10月17日(月)9時～1月31日(火)17時**  
**申請額が予算額に達した時点で受付終了【先着順】**  
持参により提出してください。(郵送不可)

#### 書類の追加提出

予算の範囲内で先着順に「交付予定者」を決定します。  
交付予定者には、書類の追加提出を求めますので、提出してください。

#### 交付決定

交付予定者の申請書類の審査を行い、補助金交付の可否を決定します。  
補助金の交付決定を受けた方を「補助事業者」とします。

#### 工事の実施

**工事は、交付決定通知を受けた日以降でなければ着手できません。**  
補助事業の内容等を変更する場合は、「変更交付申請」又は「軽微変更届」  
の提出が必要です。

#### 完了報告書提出

工事完了後、工事成果物の引き渡しを受け、速やかに工事代金をお支払い  
ください。**工事代金の支払いが終了した日から45日以内、かつ、令和5年**  
**2月28日までに完了報告書を提出してください。**

#### 請求書提出

完了報告書の審査終了後、補助事業者本人に、補助金の交付額確定通  
知書及び請求書様式を送付しますので、請求書を提出してください。

#### 補助金の支払い

請求内容審査後、補助事業者が指定する口座に補助金を振り込みます。  
入金までには2週間程度かかります。

### 4 お問い合わせ及び提出先（担当）

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市役所総合庁舎8階  
旭川市環境部 環境総務課 環境保全係 ☎(0166)25-5350



令和4年度  
地域エネルギー設備等  
導入促進事業補助金  
追加募集 HP

